

本庁関係各課及び各出先機関の長 様

建設技術企画課長

実施設計の積算における見積積算基準の活用について（通知）

工事の円滑な発注を図る観点から、標準積算と実勢価格とのかい離が大きく、入札が不調・不落となった工事又はそのおそれがある工事については、下記のとおり、当初発注から見積積算基準を活用して積算するなど、適正に予定価格を設定するようお願いします。

なお、土木事務所においては、貴管内市町へ参考送付願います。

記

1 対象工事

交通基盤部が入札公告を行う全ての工事（建築工事は除く）で、標準積算基準により算定した積算価格と実勢価格との間にかい離が生じ、入札が不調・不落となった工事。また、同一管内で、同一年度に不調・不落となった工事と同種、類似工事についても、かい離が想定されれば、対象とすることができる。

2 予定価格の設定

- ・ 標準積算と実勢価格にかい離が生じた（想定される）工種について、「積算基準の見積徴収に関する取扱い」に基づき見積徴収し、採用基準を決定する。
- ・ 採用した積算基準を用いて予定価格を設定する。
- ・ 採用した積算基準については、入札公告時に公表する。

3 留意事項

- ・ 標準積算と実勢価格とのかい離については、標準積算基準において想定している条件と個々の現場条件との比較や、不落となった入札参加業者への聞き取り等により判断してください。
- ・ 建設資材等価格については、「静岡県建設資材等価格決定要領」に基づき決定してください。

担 当 技術調査班 百瀬、山本
電 話 054-221-2131

別紙 実施設計の積算における見積積算基準の活用イメージ

標準積算と実勢価格とのかい離が大きく、**入札が不調・不落となった工事**又は**そのおそれがある工事**については、当初発注から**見積積算基準**を活用して積算することが可能。

